

令和2年長浜市農業委員会11月定例総会会議録

令和2年11月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	1番	小畑 義彦	2番	伊藤 泰子
	3番	布施 善明	4番	阿辻 康博
	5番	西橋 絹子	6番	廣田 重夫
	7番	八若 和美	9番	北村 富生
	10番	大塚 高司	11番	堀田 繁樹
	13番	多賀 正和	14番	中島 一枝
	15番	近藤 和夫	16番	廣部 重嗣
	17番	家倉 和行	18番	保積 郷司
	19番	池田 美由紀	20番	松居 利平

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報 告	農用地利用配分計画の認可の通知について
議案第511号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第512号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第513号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第514号	農用地利用集積計画案について
議案第515号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第516号	農業振興地域整備計画の変更について
議案第517号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について

5. 議事録署名委員

5 番 西橋 絹子 6 番 廣田 重夫

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会 令和2年11月定例総会を開催させていただきます。

さて、本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。

まず報告ですが、10月19日、常設審議委員会が大津市で開催され、会長に出席していただきました。当委員会からの諮問案件はありませんでしたので、職員は出席しておりません。10月27日、農業委員会で作成しました、令和3年度農業施策に関する意見書を、正副会長並びに正副農業振興委員長において、藤井市長に直接提出していただきました。12月に回答をいただき、併せて意見交換を行う予定です。つきましては藤井市長からも農家の生の意見という事で国へ直接伝えるよう指示がございまして、翌日、農業振興課より農政局へ提出しておりますのでご報告させていただきます。

(事務局)

続きまして今月の審議事項につきましては、3条申請が8件、4条申請が1件、5条申請が17件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交替の承認、農業振興地域整備計画の変更、別段面積の設定、その他、各種届出等の報告がございまして、なお、農地転

用に係る案件につきましては、去る11月2日に当番委員、3番の布施善明委員、4番の阿辻康博委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。

また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名を申しあげて頂いたうえで、個人情報にもご留意いただき、ご発言いただきますようお願い申しあげます。

それでは、会議に入らせて頂きます。議事進行については、会長よろしくお願い致します。

(会長)

木枯らしも吹き、伊吹山の初冠雪の便りも届いておりますが、未だ世間では新型コロナウイルスが猛威をふるっており、今後の見通しが立てない状況でございます。季節柄、紅葉や観光に行ったりするところですが、拝観中止の所もあり、人の動きが止まっている様に見受けられます。我々、農業者にとっても今までとは違う過ごし方をしていますが、余裕を持つという事も大事だと思います。

本来ですと、農業委員会におきましても先進地視察として県外研修等を行っていますが、三密を避ける感染予防の観点と、受け入れ先にご迷惑をかけてもいけないので今年の研修は中止したいと考えています。

本日の議事録署名委員報告になりますが、5番の西橋絹子委員、6番の廣田重夫委員、両委員よろしく申し上げます。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。まず報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和2年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規定第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、大辰巳町地先、田2筆、81㎡、畑2筆、4.27㎡を用悪水路、公衆用道路に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。

周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は宅地、北は水路です。

続いて、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和2年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は4件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、南高田町地先、田1筆、211㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は次にご説明いたします番号2、北は宅地です。

番号2、土地の表示、南高田町地先、田1筆、200㎡を使用貸借により資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は先ほどご説明申し上げました番号1です。

番号3、土地の表示、地福寺町地先、田1筆、56㎡、畑6筆、873㎡、合計929㎡を売買により資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は雑種地と宅地、西は宅地、南は里道と雑種地、北は里道と雑種地です。

番号4、土地の表示、千草町地先、田1筆、1,431㎡、畑3筆、208㎡、合計1,639㎡を売買により資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は道路、南は道路、北は雑種地です。

続いて、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和2年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計21筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田21筆、24,896㎡の解約です。番号1については、後にご説明申し上げます議案第513号、番号4で転用目的に係る解約、番号4から番号9については、レーク伊吹農協の円滑化による利用権設定がされていましたが、後にご説明申し上げます議案第511号、農地法第3条番号5、6、7、8に係る解約です。番号2と番号3、番号10から番号21までが相対による利用権の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか。ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第511号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第511号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和2年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が8件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、小谷丁野町地先、田1筆、2477㎡を交換で取得されるものです。申請地は青地の田で現地確認をしたところ、そばの作付けがされていました。

本案件は、議案第513号、番号2と関連しています。申請地付近で、計画されている農産物加工施設に協力されるにあたり、譲渡人と譲受人との間で、交換により話がまとまり、申請に至ったものです。なお、契約方法が交換に至った経緯や詳細等につきましては、議案第513号、申請番号2の時にご説明させていただきます。

番号2、土地の表示、新庄馬場町地先、田1筆、498㎡、を、売買で取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、水稻の作付けがされておりました。譲渡人は非農家で申請地の管理ができないことから、現在申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、大井町地先、畑1筆、255㎡を売買で取得されるものです。申請地は白地の田で、現地確認をしたところ、防草シートにより一部を管理されていましたが、その他は、野菜の作付けがされておりました。譲渡人は非農家で申請地の管理ができないことから、現在申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号4、土地の表示、祇園町地先、田1筆、961㎡、畑1筆、29㎡、合計990㎡を売買で取得されるものです。申請地は青地の田、畑で現地確認をしたところ、田は水稻の刈り取り後を確認しました譲渡人は高齢で申請地の管理ができないことから、現在申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号5、番号6、番号7、番号8は譲受人が同じであるため、同時に説明させていただきます。土地の表示、相撲町地先、田4筆です。土地の面積は、番号5が468㎡、番号6が927㎡、番号7が822㎡、番号8が888㎡、合計で3,150㎡です。申請地は青地の田で現地確認をしたところ、まめの作付けを確認しました。それぞれの譲渡人は高齢であり、申請地の管理ができないことから、現在申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に

至ったものです。

以上、番号1から8までにつきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第511号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第511号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第511号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第512号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第512号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第512号につきましては、今月の締切までに1件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついていますが、さる10月21日に、農地等調査委員会の将亦委員長、20番の松居利平委員、1番の小畑義彦委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和2年11月2日に3番の布施善明委員、4番の阿辻康博委員をお願いします、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1、法楽寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落

の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、布施委員さんよりご報告をいただきます。

(布施委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、法楽寺町地先、田、194㎡、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、北と東と南は道路、西は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されています。これは、申請人が平成19年頃に息子が経営する会社の駐車場として舗装され、現在に至っております。今回、財産整理をされたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため、申請をされたものです。

すでに駐車場として利用されており、今回、必要書類も提出されております。現地調査を行った結果、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第512号について、ご意見ご質問を求めます。ございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第512号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第513号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第513号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第513号につきましては、今月の締切までに17件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたし

ます。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第512号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出している案件です。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

申請番号1と2は関連がありますので、併せて説明します。小谷丁野町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、農畜産物加工施設については、例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。また、申請地は、令和2年8月21日付け、長浜市公告第156号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。この案件につきましては、農産物加工施設建設地提供者の中に代替地を希望される方がおられるため契約内容が売買と交換に分かれております。スクリーンをご覧ください。今回申請にあたり、図のような第三者のためにする契約を結ばれています。図の甲は先ほどの農地法第3条第1項の許可申請、議案第511号申請番号1の譲渡人、乙は代替地を希望されている第5条第1項の許可申請の譲渡人、丙は譲受人です。この契約により、乙は甲から先ほど農地法第3条第1項の許可申請により代替地を取得され、丙は乙から農地法第5条第1項の許可申請により申請地を取得されます。丙はこの契約により、所有権を取得する者として指定を受けていますので、申請地の取得が可能となり、甲は丙から代替地として提供した土地代金を取得する形になります。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

先ほど事務局の説明にもありましたが、番号1と番号2は関連がありますので併せて報告します。航空写真をご覧ください。番号1と番号2は、土地の表示、小谷丁野町地先、田、17,451㎡、畑、641㎡、計18,092㎡の契約内容は売買、田、3,001㎡の契約内容は交換で、転用目的を農産物加工施設とした申請です。周囲の状況は、北と東は用悪水路、西と南は道路と用悪水路です。

写真をご覧ください。譲受人は、食品加工生産メーカーで麦茶、玄米茶等の飲料用原材料を国内の大手飲料メーカーに提供しています。譲受人は、国内の大手飲料メーカーとの取引数量の増加により、工場の増設が必要となり、栽培生産の協力体制にあったJAの管内で、流通に適した小谷スマートインターチェンジ付近で適地を探され、今回、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、大津町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、布施委員よりご報告をいただきます。

(布施委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3、土地の表示、大津町地先、畑、138㎡、契約内容は寄付で、転用目的を通路とした申請です。周囲の状況は、北と南は農地、西は雑種地、東は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は、集落の墓地駐車場へ入る既設の進入路が狭いため、幅の広い進入路を確保する計画をされ、今回譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、大依町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4、土地の表示、大依町地先、田、546㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅及び駐車場とした申請です。周囲の状況は、北と西と南は道路、東は宅地です。

写真をご覧ください。本申請は、親子で申請されています。そのうちの一人は息子さんが現在市内アパートに居住しておられ、子供の成長に伴い、アパートが手狭になり親の居住する集落で住居の建築を計画されました。また、駐車場の整備を計画されていた親が共

同で使用できる土地を集落内で探されたところ、今回譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れのないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、大寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。申請地が、長浜市役所虎姫支所からおおむね500m以内にあることから第2種農地と判断しております。また申請地は、令和2年8月21日付け、長浜市公告第156号の農業振興地域整備計画変更縦覧広告をもって白地になっております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、布施委員よりご報告をいただきます。

(布施委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、大寺町地先、田、155㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、北は用悪水路、西と南は農地、東は雑種地です。

写真をご覧ください。賃借人は、申請地集落内で自動省力化機器の開発を行っている会社です。今回、事業拡大により従業員の駐車場がより多く必要となるため、既存駐車場付近で、増設を計画されたところ、賃貸人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、錦織町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6、土地の表示錦織町地先、畑、431㎡、契約内容は売買で、転用目的を車庫及びロータリーとした申請です。周囲の状況は、北と東と南は宅地、西は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地の北側に居住しております。自宅敷地内には駐車スペースが狭く、自宅付近で車庫を建築する計画を立てられ、今回譲渡人と話がまとま

り申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、木之本町大音地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、布施委員よりご報告をいただきます。

(布施委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、木之本町大音地先、畑、79㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北は宅地と農地、西は道路、南は宅地、東は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は、現在市内アパートに居住されております。今年、家族も増えアパートが手狭になり、親の居住する集落内で住居を建築する計画を立てられ、適地を探されたところ譲渡人との話がまとまり申請されたものです。また、南の倉庫を解体し住宅敷地として申請地と一体的に利用されます。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、川道町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は、土地の表示、川道町地先、田、262㎡、契約内容は贈与で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、北は雑種地、西と南は宅地、東は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地南側に居住され、建設業を営んでいます。今回、現在借用している資材置場を返却することから、自宅近くで資材置場を設置することを計画され適地を探されたところ、市外に居住され管理に困っている譲渡人と話がまとまり申

請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れのないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、新栄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。水道管と下水道管が埋設されている道路に隣接し、おおむね、500m以内に教育施設と医療施設が2つ以上あることから第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、布施委員よりご報告をいただきます。

(布施委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9、土地の表示、新栄町地先、田、1,052㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、北と東は道路、南と西は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は、市外で建設業を営んでおり、最近市内での仕事が増えてきたため、居住集落近くで、資材置場の設置を計画され適地を探されたところ、譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

道路との農地の差が120cmあり盛土をされるのですが、東の方は排水官をを入れ、傾斜をつけ排水を計画されており、盛土はされません。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号10、木尾町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10、土地の表示、木尾町地先、畑、110㎡、契約内容は寄付で、転用目的を防火水槽用地とした申請です。周囲の状況は、北と東は道路、南と西は所有農地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは、平成2年頃旧浅井町役

場の補助事業で設置され現在に至っています。今回、譲受人が地縁団体の資格を取得され、売買手続きを進める際に、地籍調査により、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れのないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号11、木尾町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、布施委員よりご報告をいただきます。

(布施委員)

番号11について報告します。航空写真をご覧ください。番号11、土地の表示、木尾町地先、畑、397㎡、契約内容は寄付で、転用目的を多目的広場とした申請です。周囲の状況は、北と東は道路、西は宅地、南は雑種地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは、昭和25年頃に自治会館を建設され現在に至っております。今回、譲受人が自治会館の新築に伴い、老朽化が激しい旧自治会館を解体し、多目的広場に使用する計画を立てられたところ、手続きを進める際に農地転用の手続きができていないことが判明し、申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。建物は解体されますが、前庭等はそのまま利用されます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号12、国友町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員さんよりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号12について報告します。航空写真をご覧ください。番号12、土地の表示、国友町地先、畑、145㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北は所有農地、西と東は宅地、南は道路です。

写真をご覧ください。借受人は、現在市内のアパートに居住され、来年3月で契約期限が

来るため、親の居住する集落内で住居を建築する計画を立てられ、今回貸渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号13、新庄馬場町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。また、申請地は、令和2年9月14日付け、長浜市公告第163号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって、軽微変更の手続きが完了しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、布施委員さんよりご報告をいただきます。

(布施委員)

番号13について報告します。航空写真をご覧ください。番号13、土地の表示、新庄馬場町地先、田、1,648㎡、契約内容は売買で、転用目的を農業用倉庫とした申請です。周囲の状況は、北は所有農地、西は農地、南と東は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地集落内で農業を営んでいます。今回経営拡大に伴い、作業効率向上のため、農業用機械の追加購入に伴い、現在数箇所に保管している機械を一箇所にまとめる計画を立てられ、農業用倉庫を建築する適地を集落内で探されたところ、譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査にてお聞きしたところ、土間うちをしないと話されており、建築後の周囲の排水等は地下浸透にされるとの事です。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号14、南郷町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員さんよりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号14について報告します。航空写真をご覧ください。番号14、土地の表示、南郷町地

先、田、49㎡、契約内容は交換で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、北は宅地、西は道路、南と東は所有農地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されています。これは、譲受人が平成元年頃に住宅敷地として造成され、現在に至っております。譲受人は、今回財産整理をされた際に、所有者との交換の話がまとまっていたにもかかわらず、農地転用の手続きができていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れのないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号15、南郷町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。水道管と下水道管が埋設されている道路に隣接し、おおむね500m以内に教育施設と医療施設が2つ以上あることから第3種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、布施委員さんよりご報告をいただきます。

(布施委員)

番号15について報告します。航空写真をご覧ください。番号15、土地の表示、南郷町地先、田、170㎡、畑、229㎡、計399㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北は道路、西は宅地と農地、南は農地、東は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は、集落内の借地に居住されております。譲受人は、今回集落内に住居を建設する計画を立てられ、譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号16、湖北町伊部地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、地域整備法の定める地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、地域未来投資促進法に基づき県から計画承認を受けられ、事業を進められますので、例外的に許可できることから許可相当と考えます。また、申請地は、令和2年8月21日付け、長浜市公告第156号の農業振興地域整備計画変更縦覧広告をもって白地になっております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号16について報告します。航空写真をご覧ください。番号16、土地の表示、湖北町伊部地先、田、14,653㎡、契約内容は売買で、転用目的を工場用地とした申請です。周囲の状況は、北は用悪水路、西は用悪水路と道路、東側は道路、南は道路と農地です。

写真をご覧ください。申請地の面積が大きいため、2方向から撮影しております。譲受人は、ゴムロールの製造を中心に全国展開されている会社です。譲受人は、新技術の開発を行い事業拡大のため工場の拡張を計画され、既存工場と一体利用ができる適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号17、加田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接している第2種農地と水道管と下水道管が埋設されている道路に隣接し、おおむね、500m以内に教育施設と医療施設が2つ以上ある第3種農地との混合農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、布施委員よりご報告をいただきます。

(布施委員)

番号17について報告します。航空写真をご覧ください。番号17、土地の表示、加田町地先、田、4,248㎡、畑、56㎡、計4,304㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸工場用地とした申請です。周囲の状況は、北は宅地、西と東は道路、南は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は、関西地方において主に糸の製造を行っている会社です。譲受人は、糸の検品作業等の増加に伴い、新たに作業場の設置と雇用の拡大のため、従業員駐車場の確保が必要になった100%出資子会社の工場の拡張を計画され、既存工場と一体的に利用できる適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第513号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(保積委員)

番号6についてですが、説明の中で転用目的を車庫及びロータリーとお聞きしましたが、ロータリーというのはどのような事なのですか。

(事務局)

ご説明させていただきます。番号6につきましては、車庫を建てられまして、入庫される際の展開場所としてロータリーと表現されております。

(会長)

その表現は一般的な表現になるのですか。

(事務局)

いろいろな表現はございますが、展開するスペースですので許可書は車庫のみとします。

(会長)

はい。他にございませんか。

(北村委員)

番号17についてですが、どのようにされるのですか。

(事務局)

こちらについては工場の増設と駐車場をつくられます。

(会長)

他にございませんか。

(廣田委員)

番号9についてですが、都市計画区域については非線引きになるのですか。

(事務局)

いいえ。市街化調整区域になりますので修正をお願いします。

(廣田委員)

分かりました。

(会長)

番号10についてですが、転用目的を防火水槽用地とされておりますが、すでにあるのでしょうか。

(事務局)

はい。現状防火用水槽として活用されております。

(会長)

地籍調査で分かった事なのでしょうか。

(事務局)

地籍調査もですし、地元自体が地縁団体になられた事で、今回申請をされました。

(会長)

はい。他にございませんか。

(小畑委員)

番号17についてですが、契約内容は売買で、転用目的を貸工場用地とした申請とされておりますが、どのような事なのでしょうか。

(事務局)

譲受人の方が100%出資子会社の工場の拡張を計画され、親会社が農地を取得し、工場と駐車場を設置し、子会社に貸出する事になり、財産の取得は親会社である為、売買となります。転用目的は子会社に貸出する為、貸工場用地という申請となります。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。17番の家倉 和行委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手を願います。

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないことといたします。

議案第513号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第514号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第514号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和2年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件と所有権の移転の案件がございます。

まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手5人に対して借り手が3人で、筆数は14筆、合計の面積で、9,100㎡を利用権設定される計画です。

次に所有権の移転につきましては、所有者3名、取得者3名、筆数は4筆、面積は6,925㎡を所有権移転される計画です。それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。利用権設定についてと記載されている番号1から番号14につきましては相対によるもので、地元農業者に利用権設定される計画です。次に所有権移転につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第514号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。14番の中島一枝委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手を願います。

それでは対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

諮問を受けました、議案第514号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第515号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第515号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和2年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、議案書にございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました25件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借および使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第515号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。19番の池田美由紀委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手願います。

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないことといたします。

議案第515号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に、議案第516号、農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第516号、農業振興地域整備計画の変更について、このことについて整備に関する法律、施行規則第3条の2について意見を求めます。令和2年11月10日、長浜市農業委員会会長名。農業振興地域整備計画の変更について、藤井市長から意見照会がきております。また、一覧においても掲載しております。本日農業振興課より説明に来ておりますので、以後の説明はそちらによりさせていただきます。

(農業振興課)

本日は、議案第516号、農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外についてお諮りしたく、よろしく願い申しあげます。今回の除外申出は全5件で、7筆ございます。お手元の議案書には、変更申出地の概要や変更理由、土地所有者や変更申出者の情報を記載しておりますので、適宜ご確認願います。それでは各案件につきまして、それぞれの担当か

ら説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日付議しました案件は、去る9月1日から9月18日にかけて受付した申出に基づく除外案件です。ご承知のとおり、青地については、農業以外の目的には利用できないこととなっており、原則として農地転用ができません。やむを得ず住宅や資材置場などに利用したい場合は、あらかじめ除外手続きが必要となります。農用区域を除外するためには、緊急性が高く、具体的な計画が必要です。また、農地法に基づく農地転用許可や都市計画法に基づく開発行為の許可など、他法令に基づく許認可の見込みがなければ、除外手続きを進めることはできません。土地利用に関する具体的な計画があることを前提として、代替性がなく、他の場所では計画できないことの確認や、直近の土地改良事業の完了から8年が経過していること、農地の集団性、連担性や担い手への農用地の利用集積、及び周辺農地への影響が少ないことを確認するなど、すべて満たしたうえで真にやむを得ないと判断できる場合のみ、除外の可能性が見込まれます。今、申しあげたものは、除外要件の適否を判断する際の基本となる部分でございますが、このほかにも、規模は過大ではないか、無秩序な開発を誘発させることはないか、地元の合意が得られているかなど、土地利用に関する総合的な調整を行ったうえで法手続きを進め、最終的に県知事の同意を得ることにより、除外することを決定できる仕組みとなっております。

それでは、各案件の説明に移ります。説明は一括で行い、質疑につきましては、説明終了後にお受けいたしたく、よろしくお願い申し上げます。

1件目です。スクリーンの位置図をご覧ください。この度の変更申出地は、変更申出地は、加田町の北東に位置しております。周辺には、株式会社ダルマンや福祉施設アンタレスがあります。自宅を兼ねた事務所は、県道伊部近江線沿いにあり、変更申出地からは約120mの距離にあります。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。加田町、字奥綾堂、3275番2、登記地目、畑、現況地目、畑、面積83㎡、畑寄せ地で、西側に接する宅地との一体利用する計画です。

現地写真をご覧ください。1枚目の写真は、南側の市道から撮影したものです。2枚目の写真は、反対の北側から撮影したものです。土地利用計画の内容については、当該地周辺で電気や水道関係の工事業を営む事業者が、事業用地の不足を補おうと、社用車の駐車場及び資材置場の整備を新たに行うものです。現在の自己所有地及び借地の広さでは、業務で使用する資機材や車両、砂利などを置くスペースが不足している状況です。既存倉庫の利用環境は非常に悪く、狭隘な進入路に加え、付近の県道に停車しての積み込み、積み下ろしも、交通への支障が気になり、長年苦慮されている事態となっております。本拠地から近距離にあり、安全で近隣に迷惑をかけない場所で適地を検討された結果、変更申出地での整備を計画されました。規模の妥当性については、西隣の宅地との一体利用を踏まえたうえで、具体的な土地利用計画をもとに必要面積を積算されており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではないと判断しております。既存敷地内や近隣宅地等で

は計画できず、また、農用地区域以外の土地であらゆる検討、交渉を行うも代替地を確保することができず、また、隣地との連携利用も考慮し、除外はやむを得ないものと考えます。農用地区域の縁辺部に位置し、周辺は、宅地及び公衆用道路、畑と隣接しており、除外により農用地の集団性、効率性を損なうものではありません。また、所有者が保全管理のみされている土地であり、農用地の利用集積にも影響はなく、周辺の農道や水路等は、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保され、その後の維持管理にも支障を来すことはありません。変更申出地は、長浜南部土地改良区の受益地に該当するものの、直近事業の完了から8年以上が経過している状況です。当該土地利用については、地元の事業者が、手狭で不便な既存事業用地の問題等を解消するために計画されたものでありますが、除外5要件をすべて満たし、地元自治会並びに農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ないものと考えます。

続いて2件目です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、南田附町の東にあり、新栄町や南小足町との境界に近い場所に位置しております。周辺には、南郷里小学校や郵便局、市営住宅などがあり、神社や寺と近接しています。また、自宅及び既存資材置場からさほど離れていない位置関係にあります。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。南田附町、字堂ノ前601番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、面積938㎡、農用地区域の外れに位置しており、土地が不整形です。

現地写真をご覧ください。1枚目の写真は、北側の市道から撮影したものです。2枚目の写真は、反対の南側から撮影したものです。土地利用計画の内容については、当該地周辺で土木工事や解体工事等を請け負う事業者が資材置場として利用するもので、他に適地はない状況です。先代の時代から通算すると60年を超える業務実績を有し、県知事の許可を得ている業種は多岐にわたります。特に解体工事については、15年ほど前から受注が増加している状況であり、今後も事業拡大を目指されることを確認しております。受注量の増大に伴い車両、重機、資材等の所有台数等が増えてきており、土地や倉庫を賃借してまで対応されている現状です。現在利用中の資材置場は、市内に点在しているうえ、地権者との約束で利用が車両置き場と土場に限られ、建屋が老朽化しているなど管理面に問題を抱えており、利便性も悪い状況です。これらの点も踏まえ、整備後は、分散する資材置場の集約化を進めていく方針であることを確認しております。規模の妥当性については、具体的な土地利用計画をもとに必要面積を積算されており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではないと考えます。既存敷地等では計画できず、また農用地区域以外の土地で検討、交渉を行うも代替地を確保することができなかつたため、やむを得ない状況です。変更申出地は、農用地区域の縁辺部に位置し、集落と接続しております。また、周辺は、宅地、山林、水路と接しており、除外により農用地の集団性や農作業の効率化を損なうものではありません。現在は、変更申出者が保全管理のみされている土地であり、農用地利用集積への影響はありません。また、資材置場の整備により周辺の水路の機能を損ねることはなく、従前と同様の機能が確保されます。変更申出地は、姉川左岸土地改良区の

受益地に該当するものの、直近事業の完了から8年以上が経過している状況です。この土地は、先代の時代より長らく無断転用状態が続いておりましたが、この度の変更申出手続きに先立ち、現場の状況を是正するべく、変更申出者が一旦農地に戻す作業を実施されました。当該土地利用については、地元の事業者が今後も事業を継続していくために必要な用地を確保する目的で計画されたものでありますが、除外5要件をすべて満たし、地元自治会並びに農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ないものと考えております。

続いて3件目です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、変更申出地は、新庄中町の西の方角で、新庄馬場町との境界に近い場所に位置し、付近には長和産業があります。また、現在の自宅からは、120mほどの距離に位置しています。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。新庄中町、字、辻ノ北545番、登記地目、田、現況地目、畑、面積は747㎡のうち330㎡、周辺の状況はご覧の通りになっております。変更申出地の東には、里道をはさんで田があります。今回は、農地の一部を除外する計画であり、残地は引き続き、畑として利用されます。

現地写真をご覧ください。1枚目と2枚目の写真は、ともに北側の市道から撮影したものです。土地所有者でもある申出者が畑として利用する土地で、東は里道と接し、さらに東には、他者が所有する田がございます。北は水路と接しておりますが、鉄板が敷いてあり、出入りが可能となっています。土地利用計画については、地元で暮らす変更申出者の自宅の老朽化が著しいことから、新たな住宅を建築するもので、慣れ親しんだ地で家族が安心して生活できるよう近隣で転居先を検討する必要があり、他に適地はない状況です。現在、家族は日常的に不便や危険を感じながら生活されておりますが、農用区域以外の土地で検討、交渉を行うも代替地を確保することができず、やむを得ない状況です。規模の妥当性については、通常必要と認められる面積等からみて必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではありません。変更申出地は、農用区域の辺縁部に位置し、集落と接続しております。北は水路、東は公衆用道路、その他は変更申出者自身が耕作する畑に囲まれており、除外により農用地の集団性や農作業の効率化を損なうものではありません。また、自作地であることで、担い手への農用地利用集積に支障を及ぼすおそれもありません。周辺の水路は、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されるとともに、維持管理にも支障はなく、周辺農地の営農環境、農作業、農作物への影響に支障を来すことも考えにくい状況です。変更申出地は、姉川左岸土地改良区の受益地に該当するものの、直近事業の完了から8年以上が経過しており、除外手続き上のひとつの要件を満たしている状況ではありますが、新居の整備中、あるいは整備後において、北側に埋設の農業用水管を破損させた場合は、速やかに復旧するよう申出者に指導することといたします。以上、除外5要件をすべて満たし、地元自治会並びに農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ないものと考えます。

続いて4件目です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、弓削町の北西の方角に位置しています。変更申出地の東の方角には県道香花寺曾根線が走り、南に下れば

びわ中学校があります。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。弓削町、字箕田62番1、登記地目、田、現況地目、雑種地、面積、1,000㎡、宅地と隣接し、南北に細長い土地、南は市道、北は水路と接する。

現地写真をご覧ください。1枚目の写真は、南側の市道から撮影したものです。2枚目の写真は、反対の北側から撮影したものです。土地利用計画の内容については、変更申出地周辺に拠点を置き、建設業を営む事業者が、不足する資材置場等の整備を行うもので、他に適地はない状況です。長らく工場跡地として遊休化していた宅地、変更申出地の隣の売買が成立し、既に変更申出者が、資材倉庫や工事用車両等の保管庫として利用し始め、今後は西側に接する変更申出地も含めて一体利用する計画です。市内に点在する資材置場の集約化を図りつつ、工事に用いるコンクリート二次製品や重機類、砕石、砂等の保管場所として利用する予定です。一団の農地の辺縁部に位置し、集落との接続が認められる場所で、除外により農用地の集団性、効率性を損なうものではありません。現在のところ、耕作地としては利用されておらず、変更申出者が保全管理のみ行っている状況であり、担い手への農用地利用集積に影響はありません。隣接の宅地との一体利用に伴う改修や排水路等の整備は今後予定されているものの、大規模な盛土造成工事の予定はないことから、周辺の水路は除外後も引き続き、従前の機能が確保されることを確認しております。また、維持管理にも支障はありません。なお、変更申出地は、湖北土地改良区の受益地ではありません。当該土地利用については、現に変更申出地の隣地を利用する事業者が、事業用地を拡張するため計画されたものでありますが、除外5要件をすべて満たし、地元自治会並びに農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ないものと考えます。

それでは最後の5件目です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、酢集落の西に位置し、国道8号沿いに立地しております。周辺には、一級河川田川や、日軽パネルシステム株式会社があります。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。変更申出地の概要3筆ございます。一つ目は酢、字下横屋475番、登記地目、畑、現況地目、畑、面積、218㎡。二つ目酢、字下横屋、475番1、登記地目、田、現況地目、畑、面積、274㎡。三つ目酢、字下横屋476番、登記地目、田、現況地目、畑、面積、647㎡。3筆の合計面積は、1,139㎡となります。東西に細長い土地、変更申出地の北は、関連会社の資材置場と接する。

現地写真をご覧ください。1枚目及び2枚目の写真は、ともに西側の国道から撮影したものです。土地利用計画の内容については、土木工事業を営む変更申出者が、事務所の老朽化や手狭な状況を解決するため、関連会社が管理する事業用地の隣接地に社屋の移転や倉庫等を整備するもので、他に適地はない状況です。現在は、八島町地先に借地して事業を行っている状況ではありますが、プレハブ事務所が手狭になりつつあり、利便も悪い状況です。また、老朽化が進んできており、必要に応じて関連会社の事務所でも業務を行っている状況です。これらの問題解消と、今後も事業規模の拡大を目指すために、社屋の移転及び必要資機材等を管理、保管する倉庫等の整備が必要となりました。変更申出地の隣接地

は、すでに関連会社の事業用地として転用されている状況であり、業務上の連携と合理的な土地利用を実現させるべく、当該地を選定された経緯があります。従業員及び来訪者向けに6台の駐車を可能とするスペースを備えた社屋の整備のほか、保有する土木工事用機械や資材等を保管する倉庫棟及び、構内を安全に巡る通路や転回場所等を盛り込んだ土地利用計画であることを確認しており、規模は妥当と判断しております。代替地の検討状況については、いずれも交渉不成立であったり、面積不足で不適という結果であり、目的の達成のためには、周辺地との一体利用が必要不可欠であることから他に適地はない状況です。周辺は、雑種地及び水路と接しており、除外により農用地の集団性、効率性を損なうものではありません。平成20年に土地所有者が一部を田畑転換し、果樹栽培で利用する以外は保全管理を行う土地であり、農用地の利用集積に影響はありません。周辺の水路への影響はなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されます。また、維持管理にも支障はありません。変更申出地は、土地改良事業区域内の土地に該当しておらず、問題ありません。当該土地利用については、手狭になった既存事業用地の問題を解消しつつ、関連会社との連携を強化して、業務効率を高めながら更なる発展を目指して計画されたものでありますが、除外5要件をすべて満たし、地元自治会並びに農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ないものと考えます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第516号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(北村委員)

4件目についてですが、すでに造成されているのではないかと。

(農業振興課)

概要説明にも触れましたが、長年不適切な土地利用の実態があり、既に地上げされている状況です。除外申出にあたり、申出地の整理・整頓を進めた結果、現地写真にもあるような状態に戻されました。

(北村委員)

わかりました。

(会長)

顛末案件なのですか。

(農業振興課)

手前の方は更地になっているのですが、奥の方には砂利というか、資材が格納できるような建物があり、南側に出入り口がございますが、パレット類が散乱し、草も生えている状況であったのですが、後先になりましたが、指導させていただいたところ現場を整理整頓をしていただきました。

(会長)

はい。他にございませんか。

(將亦副委員長)

同じく4件目についてですが、説明では水路が現況の田に影響を及ぼさないと言っておられましたが、その水路は写真でわかりますか。

(農業振興課)

位置図でご説明させていただきます。現在、水路が北側から入っております。写真にてご確認いただきたいのですが、敷地内に水路の様に見えるところは、昔花壇となっていたところです。

(將亦委員)

4件目については分かりました。もう一つ、番号3についてですが、写真で確認させてもらっても原状回復とは見えません。無断転用の様にも見えてしまうのですが、耕作放棄地という事なのでしょうか。

(農業振興課)

写真でご確認いただいておりますが、敷地内には、畑を自作されておりますが、農作業と関わりのない資材関係も散財している状態であるので、速やかに整理・整頓を行うように指導します。

(將亦委員)

3件目についても分かりました。虎姫地域番号1になりますが、平成20年に田畑転換で果樹栽培を行っているとの説明があったのですが、果樹の詳細を示す現況の写真は無いのですか。

(農業振興課)

写真でご確認ください。中央付近に10本程度の植樹をされておりますが、柿や柑橘類がありました。土の性質上なかなか生育しなかったと確認しております。

(將亦委員)

この辺では、かなり建設資材置き場に使われている事が多いのですが、今後もこの様な申し出があればやむを得ないという考えをお持ちなのですか。

(農業振興課)

あくまでも個別具体的に詳細を確認したうえで、ひとつひとつ除外の適否を判断することになり、現時点では、何とも言えない状況です。

(將亦委員)

はい、分かりました。

(会長)

他にございますか。

(保積委員)

番号3についてですが、登記地目が田で現況地目は畑となっておりますが、以前は白地だったのですか。

(農業振興課)

申出地は、姉川左岸土地改良区の受益地に該当しており、畑寄地で以前から青地であったと思われます。

(保積委員)

青地なのでしたら、住宅は難しいのではないですか。

(農業振興課)

青地ですし、都市計画法上も市街化調整区域になりますので制限が厳しい区域ですが、申出者が漁業者であり、漁業者のための住宅となりますので、開発許可は不要となり、農振法でも除外が可能になります。

(保積委員)

はい、分かりました。

(会長)

他にございませんか。

(松居委員)

長浜地域の番号2についてですが、きれいに復旧されたとのことだが、もともとは解体工事が出た廃材の置場所であった。地元では青少年のたまり場になることで、健全な育成を懸念する声もある。また、元の状態にならないよう廃材は置かないなどの誓約を取り付けることができるものか。

(農業振興課)

そのような問題があることについては、関知していませんでした。除外手続上は、申し出た用途のみの利用を制約させている。自治会の同意は、署名・押印で確認していることから、今後の土地利用に関しては、地元や隣地所有者等との調和が整っているものとみなしており、よほど必要性があれば、庁内関係課と連携して伝えていくことはできます。

(松居委員)

資材置き場となっておりますが、廃材の仮置き場の様になっております。出来れば伝えていただきたいと思っております。

(農業振興課)

はい、分かりました。

(会長)

この問題は、今後農業委員会にも関連してくるのではないか。

(事務局)

はい。農振除外の後、転用申請の関係が出てくると思います。

(会員)

他にございませんか。

(小畑委員)

同じく番号3についてですが、全て埋め立てされているという事でしょうか。廃材等もあるとお聞きしたのですが、もし、埋め立てた土の中に有害な物が入っているとなった場合、どのようにすればいいのでしょうか。

(農業振興課)

現時点で、通報等は受けていませんが、有害産業廃棄物が入っていることが確認されれば、所管となる場所に相談していただくことになります。本市であれば環境保全課、県で

は湖北環境事務所が調査・指導にあたることとなります。

(会長)

他にございませんか。ご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

市長から意見を求められました、議案第516号、農業振興地域整備計画の変更について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認するものとし、市長にこの旨を回答することといたします。

(会長)

次に、議案第517号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第517号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和2年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、公示したときは、その面積と規定されており、今回、公告しようとするものです。議案書の別紙記載のとおり、今般告示を行う、西浅井町岩熊地先の田1筆、畑1筆、木之本町小山地先の畑3筆、中野町地先の畑2筆について、別段の面積を0.1アールに規定するものです。本案件については、空き家バンクに空き家と農地の登録をされ今般売買の話がまとまり申請に至ったものです。西浅井町岩熊地先の田1筆、畑1筆については、さる10月20日に現地委員であります阿辻委員と事務局で現地調査を行った結果、400番については、耕作放棄地であるが、伐採完了後は畑としての利用は可能であり、1994番1は草刈等管理がなされており、耕作再開も容易であることから、別断面積の公示を行っても問題ないとの意見をいただいております。木之本町小山地先の畑3筆についても、10月20日に現地委員であります小畑委員と事務局で現地調査を行った結果、225番、234番、250番の3筆とも管理がなされており、耕作再開も容易であることから、別断面積の公示を行っても問題ないとの意見をいただいております。中野町地先の畑2筆については、10月21日に現地委員であります廣田委員と事務局で現地調査を行った結果、569番、312番とも木があり、耕作放棄地であります。伐採完了後は畑としての利用は可能であることから、別断面積の公示を行っても問題

ないとの意見をいただいております。また10月21日事前審査委員会の当番委員協議を行っていただいた結果も同様に問題なしと意見をいただいております。本総会にてご議決をいただいた後に、告示を行い別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなっております。

以上をもちまして、議案第517号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第517号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第517号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、提案どおり設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案のとおり設定することとします。

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告及び協議事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和2年11月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和2年12月の農業委員会定例総会につきましては、令和2年12月10日、木曜日の午後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定をしておりますので、よろしくをお願いします。

3点目、令和2年12月の農地転用の現地調査につきましては、令和2年12月3日、木曜日の午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、5番の西橋委員、6番の廣田委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくをお願いします。

4点目、令和2年11月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和2年11月20日、金曜日の午前10時から、こちらにつきましても本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は14番の中島委員、17番の家倉委員です。よろしくをお願いします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございますか。

他にご意見等ないようでしたら、これで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

また、活動記録は、机の上に置いて提出してください。

(閉会)